

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成 25 年 6 月 21 日
文化審議会文化財分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関し調査を行う企画調査会を設置する。

2 調査事項

- (1) 文化財保護行政の在り方についての検討
- (2) その他文化財分科会より調査を付託された事項

3 構成

文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、分科会長が指名する専門委員により構成する。